一般社団法人長野県農業会議　第４２回常設審議委員会の概要

令和元年９月１７日（火）に長野市「ＪＡ長野県ビル」において、第４２回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

１　農地法等に基づく審議（資料①）

（１）農地法第５条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、すべての案件について「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（２）農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る農業委員会からの意見聴取案件（飯田市・５条１件、安曇野市５条１件）について審議した結果、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。

２　報告事項

長野県における人・農地プラン実質化の推進方針について（資料③）

３　出席者及び配布資料（別紙のとおり）

（一社）長野県農業会議　総務・情報部
（部長）中島健貴　（次長）土屋剛志
電　話：０２６（２３４）６８７１
ＦＡＸ：０２６（２３５）２４５４
Ｅメール：nagano-kaigi@nca.or.jp

一般社団法人長野県農業会議 第42回常設審議委員会 出席者名簿

期日　令和元年9月17日
場所　長野市「JA長野県ビル12A会議室」

■常設審議委員 在籍者29人、出席者22人

○印は出席者

	氏　　名		
正副会長	（会　長） 23 望月　雄内　○	（副会長） 9 市川　覚　○	（副会長） 1 小林　弘也　○
常設審議委員	2 荻原　勝己　○	3 柴﨑　義和　○	4 小島　幸夫　○
	5 堺澤　豊　○	6 本田　武司	7 奥牧　宏明　○
	8 中島　完二　○	10 傳刀　敬一　○	11 荒井　忠男
	12 田中　はる子○	13 小島　誠　○	14 清野　信之　○
	15 松永　晋一　○	16 雨宮　勇	17 井上　弘之　○
	18 豊田　実	19 神農　佳人　○	20 北原　富裕　○
	21 赤羽　昭彦	22 武重　正史　○	24 小林　哲男
	25 花岡　利夫	26 古沢　明子　○	27 沼田　浩子　○
	28 宮島　明博　○	29 小林　文彦　○	
県等	農業政策課 原康一 課長補佐兼農地調整係長、本井浩 課長補佐兼農業団体・共済係長、西山洋子 主事		
事務局	小林文彦 専務理事兼事務局長（前掲）、中島健貴 部長、髙橋敬三 部長、森住浩光 部長、神林公雄 農地利用最適化推進担当部長、山際義人 次長、土屋剛志 次長兼係長、松田美夏 主事、深瀬拓巳 主事、北澤省吾 農地相談員、倉田幸代 嘱託		

一般社団法人長野県農業会議　第４２回常設審議委員会　次第

日時　令和元年９月１７日（火）１３：００～
場所　長野市・ＪＡ長野県ビル１２Ａ会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　会務報告

４　議長就任

５　議事録署名人指名

６　審　　議
第１号議案
農地法第５条の規定による意見回答について
第２号議案
農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について
（飯田市、施設しいたけ・ポットブルーベリー、５条）
（安曇野市、玉ねぎ、５条）

７　報告事項
長野県における人・農地プラン実質化の推進方針について

８　その他

９　議長退任

10　閉　　会

主　要　会　務　報　告

（令和元年８月９日開催の常設審議委員会以降）

１　主催会議

（１）総務・情報関係

８月　９日	第４１回常設審議委員会	（長野市）
８月２０～２１日	全国農業新聞普及巡回	（１０市町村）
９月　６日	情報事業推進地区別研修会	（伊那市）
９月　９日	情報事業推進地区別研修会	（上田市）
９月１２日	情報事業推進地区別研修会	（松本市）

（２）農政・農地部関係

８月　９日	第４回県農業委員会大会「第１回運営委員会」	（長野市）
８月２１日	農地利用最適化交付金活用促進キャラバン	（原村、諏訪市）
８月２３日	農地利用最適化交付金活用促進キャラバン	（須坂市、中野市）
８月２３日	人・農地プランの実質化に係る北信地区検討会	（中野市）
８月２６日	人・農地プランの実質化に係る上伊那地区検討会	（伊那市）
８月２７日	農地利用最適化交付金活用促進キャラバン青木村対象	（上田市）
８月２７日	人・農地プランの実質化に係る上田地区検討会	（上田市）
８月２８日	農地利用最適化交付金活用促進キャラバン	（大町市）
８月２８日	人・農地プランの実質化に係る北アルプス地区検討会	（大町市）
８月２９日	人・農地プランの実質化に係る佐久地区検討会	（佐久市）
８月３０日	人・農地プランの実質化に係る南信州地区検討会	（飯田市）
８月３０日	人・農地プランの実質化に係る長野地区検討会	（長野市）
９月　４日	人・農地プランの実質化に係る木曽地区検討会	（木曽町）
９月　４日	農地利用最適化交付金活用促進キャラバン	（小海町、佐久穂町、立科町）
９月　５日	人・農地プランの実質化に係る松本地区検討会	（松本市）
９月　６日	農地利用最適化交付金活用促進キャラバン	（北相木村、南相木村、軽井沢町、御代田町）
９月１０日	地区常設審議委員会	（小諸市、伊那市、安曇野市、長野市）

（３）担い手・経営・農業者年金関係

８月２２日	農の雇用事業説明会・研修会	（長野市）
８月２２日～９月１３日	農の雇用現地確認	（３５経営体）
９月　９日	農業者年金活動事例調査	（軽井沢町）
９月１１日	農業者年金加入推進部長研修	（長野市）

２　組織関連の会議

８月　９日	第４回県農業委員会協議会
８月１９～２０日	都道府県農業会議向け農地情報公開システム操作研修会
８月２８日	千曲市新任農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会
８月２９日	安曇野市農業委員会総会傍聴
８月２９日	北信五市農業委員研修会
９月２～３日	北信越ブロック農業会議会長会議
９月　４日	都道府県農業会議専務理事・事務局長会議

３　その他の会議

８月１９日	信州ＭＢＡ研修プロポーザル
８月２１～２２日	アグリエクスポ東京
８月２２日	県鉢花園芸組合第４回役員会
８月２３日	河北省農林科学院野菜視察訪日団歓迎会
８月２６日	有機農業推進プラットフォームキックオフイベント
８月３０日	法人協会北信地区ブロック会議
８月３０～３１日	農地情報管理センターの移転等に伴うシステム改修打合せ
９月　３日	農林年金連絡協議会総会
９月　４日	松川町担い手・年金研修会
９月　５日	法人協会理事会
９月　６日	県農業再生協議会経営戦略会議
９月　８日	新農業人フェア東京
９月１２日	農業委員会の農地利用最適化活動に関する都道府県農業会議ヒアリング
９月１２日	人・農地プラン及び農地バンク事業に関する都道府県別ヒアリング

①

農地法第５条第３項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和元年9月）

地区名 農業委員会名	市町村数	件 数	面　　積　（㎡）		
			田	畑	計
東　信	2	3	4,170.94	8,095.00	12,265.94
佐　久　市	1	1	0.00	4,946.00	4,946.00
上　田　市	1	2	4,170.94	3,149.00	7,319.94
南　信	3	5	31,103.00	3,081.67	34,184.67
伊　那　市	1	3	25,151.00	2,998.00	28,149.00
飯　田　市	1	1	0.00	0.67	0.67
豊　丘　村	1	1	5,952.00	83.00	6,035.00
中　信	1	1	0.75	0.00	0.75
安曇野市	1	1	0.75	0.00	0.75
北　信	3	6	3,166.00	17,450.00	20,616.00
長　野　市	1	3	3,166.00	8,752.00	11,918.00
千　曲　市	1	2	0.00	4,510.00	4,510.00
飯　山　市	1	1	0.00	4,188.00	4,188.00
合　計	9	15	38,440.69	28,626.67	67,067.36

③

元農振第 290 号
令和元年 (2019 年) 8 月 22 日

写

地域振興局長　様

農 政 部 長

長野県における人・農地プラン実質化の推進について (通知)

人・農地プラン実質化の推進にあたり、別添のとおり本県の基本方針等を定めたので、市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等関係機関へ周知するとともに、貴局農政課、農地整備課及び農業改良センターで構成する県現地支援チームの活動促進に特段の御配意をお願いします。

なお、農業改良普及センター所長へは同様に通知しました。

長野県 農政部 農村振興課 地域営農係
【課長】有賀　芳郎　【担当】城取　和茂
TEL 026-235-7245　FAX 026-235-7483
e-mail:shirotori-kazushige@pref.nagano.lg.jp

長野県における人・農地プラン実質化の推進について

令和元年８月
長野県農政部

第1 趣 旨

強い農業構造を実現し、地域農業を維持・発展させていくためには、各地域において、担い手を育成・確保するとともに、農地の集積・集約化を一層推進することが必要である。

「農地」は、農業生産の基盤であると同時に地域農業の基礎であるが、昨今の担い手不足等を背景に、「農地を誰がどのように活用し、地域全体をどうしていけばいいのか」、今後の担い手や農地利用の方向性を明確にすることが喫緊の課題となっている。このため、自らの地域で顕在化する農業・農村に対する危機感を農家と農業関係者が共有した上で、集落等での徹底的な話合いによる人・農地プランにおいて、中心となる経営体や農地活用の方針を整理し、課題解決に向けて一丸となり取り組むことが求められる。

こうした現状を踏まえ、人・農地プランの実質化（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）にあたって、本県の基本方針や関係機関の役割等を示すものである。

第2 基本方針

国の農業政策の枠組は、認定農業者などの担い手（中心経営体）に対し、農地の集積・集約を進めるとともに、補助金や交付金、融資などを傾注し、足腰の強い農業づくりを進める「産業政策」と、農村地域を維持するため、地域全体で共同活動に取り組む中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度などの「地域政策」を、車の両輪として展開している。

本県では、中心経営体への支援を充実させるとともに、地域農業を維持・発展させるためには、兼業農家や高齢農家なども含めた地域の農業者が皆で役割を分担しながら相互に補完し合うことが重要であるとし、地域での意識醸成や体制づくりを推進してきたところである。各地域の人・農地プランでは、農地流動化の検討を通じて、地域農業全体の将来ビジョンを明確化することが期待される。

県内の人・農地プランは、2019年３月末までに全77市町村で315プランが作成されているが、実効性に乏しい内容が散見され、また近年、産業分野全般で人手不足が深刻となっていることなどから、改めて今後の地域農業の将来像を皆で考え、知恵を出し合わなければならない危機的状況が顕著になっている。

このため、今回の国の方針を絶好の契機と捉え、市町村や農業委員会を中心に県現地機関、ＪＡ、土地改良区等の関係機関が一体となり、77市町村の全地域おいて「実効性の高い人・農地プランへの見直し」に取り組むものとする。

第３　人・農地プランの実質化の手順

（１）既存の人・農地プランが実質化しているか否かの判断
（２）実質化された人・農地プランとして扱える同種取決めの判断・手続
（３）実質化に取組む地区（以下「対象地区」）の設定
（４）市町村庁舎内連携会議
（５）県現地支援チームとの推進（作戦）会議
（６）対象地区の工程表の作成・公表
（７）対象地区でのアンケート実施・地図作成・話合い・方針決定
（８）市町村の人・農地プラン検討会

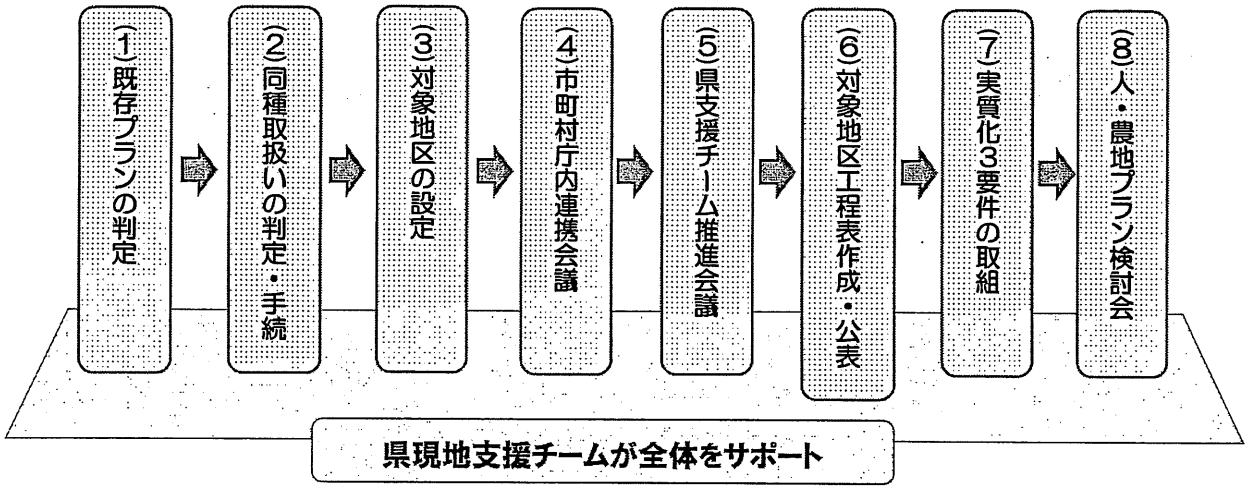

第４　県段階での取組

・長野県農地流動化検討会（県、県農業会議、ＪＡ長野中央会、県農業開発公社、県土地改良事業団体連合会、県農業再生協議会担い手・農地部会）による進捗管理・推進方策の検討
・市町村における取組状況の把握と推進体制の支援のための県農政部及び県農業会議による地区別検討会の実施
・県農政部による県現地支援チームへの協力・支援
・県農業会議による農業委員会の取組確認や優良事例の横展開、研修会の開催等
・ＪＡ長野中央会による各ＪＡへの支援
・県農業開発公社による農地集積・集約化の促進
・県土地改良事業団体連合会による農業農村整備事業計画等の策定支援
・県農業再生協議会担い手農地部会による研修会等の開催

第５　各地域での取組内容

【県現地支援チームの取組】
＜農政課・農業改良普及センター＞

・人・農地プランの実質化の進め方に関する説明・周知
・市町村や農業委員会等との推進会議（作戦会議）の実施
・市町村への助言・コーディネート
・実質化の進捗状況の管理・指導
＜農地整備課＞
・基盤整備事業に係る農地集積・集約化の情報提供
・市町村基盤整備担当や土地改良区との連携による実質化作業の支援
・人・農地プラン実質化に係る基盤整備事業の相談・支援
【市町村の取組】
・庁内関係部局（農政部局、農業委員会事務局、基盤整備部局等）による連携会議の実施
・農地利用・担い手確保の方向性など地域農業全体のマネジメント
・既存プランが実質化されているか否かの判断・公表
・実質化と同等に扱える同種取決め等の判断・公表
・実質化に取組む地区（対象地区）の設定・工程表作成・公表
・話合いコーディネーター役の調整
・対象地区（集落等）の話合いの開催
・検討会の開催
【農業委員会の取組】
・農業者の現況把握
・コーディネーター役及び話合いの積極的主導
・アンケートの協力や話合い参加など農家への働き掛け
・農地利用の最適化に係る調整
・農業委員会事務局は、農政部局との連携強化による実質化の推進及び農業委員・農地利用最適化推進委員の話合い参画のための体制づくり
【農業協同組合の取組】
・ＪＡ地域農業振興ビジョンとの調整
・話合いのコーディネーター役
・農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への円滑な移行推進
【土地改良区の取組】
・実質化された人・農地プランと連動した農業農村整備計画の推進
・農業用水・用排水施設等の管理に関する情報提供
・実質化に向けた要望意見のとりまとめ
【農業開発公社の取組】
・農地の貸借・売買
・農地中間管理事業及び関連事業のＰＲ

第６　留意事項

（１）既存の人・農地プランが実質化されているか否かの判断は、原則として、プランの区域内における実際に話合いを行う単位で、市町村の判断により行うこと。

（２）実質化された人・農地プランとして扱える同種取決めについては、特に中山間地域等直接支払制度の集落協定の活用を検討すること。その場合、第５期対策にも取り組むことが前提となる。

（３）上記（１）（２）の判断の結果、実質化されていない集落において、実質化に取組む対象地区を設定する場合、耕地面積の相当部分で実質化要件を満たさなければならないこと（過半ルール）に留意し、合理的に対象地区を設定すること。

（４）集落等で話し合いを行うにあたっては、市町村を中心に農業委員会やＪＡなどの関係機関が一体となり対象地区の方向性を検討した上で開催するよう留意すること。

（５）担い手不在の地区では、地域外からの新規就農者や広域展開する農業法人等の積極的な呼込み、集落営農の組織化、市町村農業公社の設立、ＪＡ出資法人との協力体制、兼業農家の定年後の専業化など様々な可能性を広く検討すること。

（６）対象地区内に活用の可能性が低い荒廃農地がある場合は、守るべき農地とのすみ分けを積極的に進めること。

（７）対象地区の実質化は、2021年３月末までに完了する工程により実行すること。（工程表は、2019年9月末までに公表）

第７　実質化した区域における継続的な取組

（１）国が示す実質化は、対象区域の「過半」で規定要件を満足することを定めているが、地域農業の将来を描く人・農地プランの本来の目的に鑑みると、「実質化された区域」の中で未だ将来方針が明確となっていない農地の活用等については、継続して地域での話合い等が行われることが求められる。このため、本県では、実質化したと判断した区域においても、「第２　基本方針」に基づき、継続的な話合いにより地域農業全体の将来像を検討し、適時適切に人・農地プランの見直しに取組むものとする。

（２）人・農地プランは、その達成に向け、市町村と関係機関が引続き連携・一体となり、実践活動を展開していくものとする。特に、農業委員や農地利用最適化推進委員を中心に毎年の耕作状況を把握しながら、積極的な農地の流動化及び適正な農地利用を推進するものとする。

【参 考】
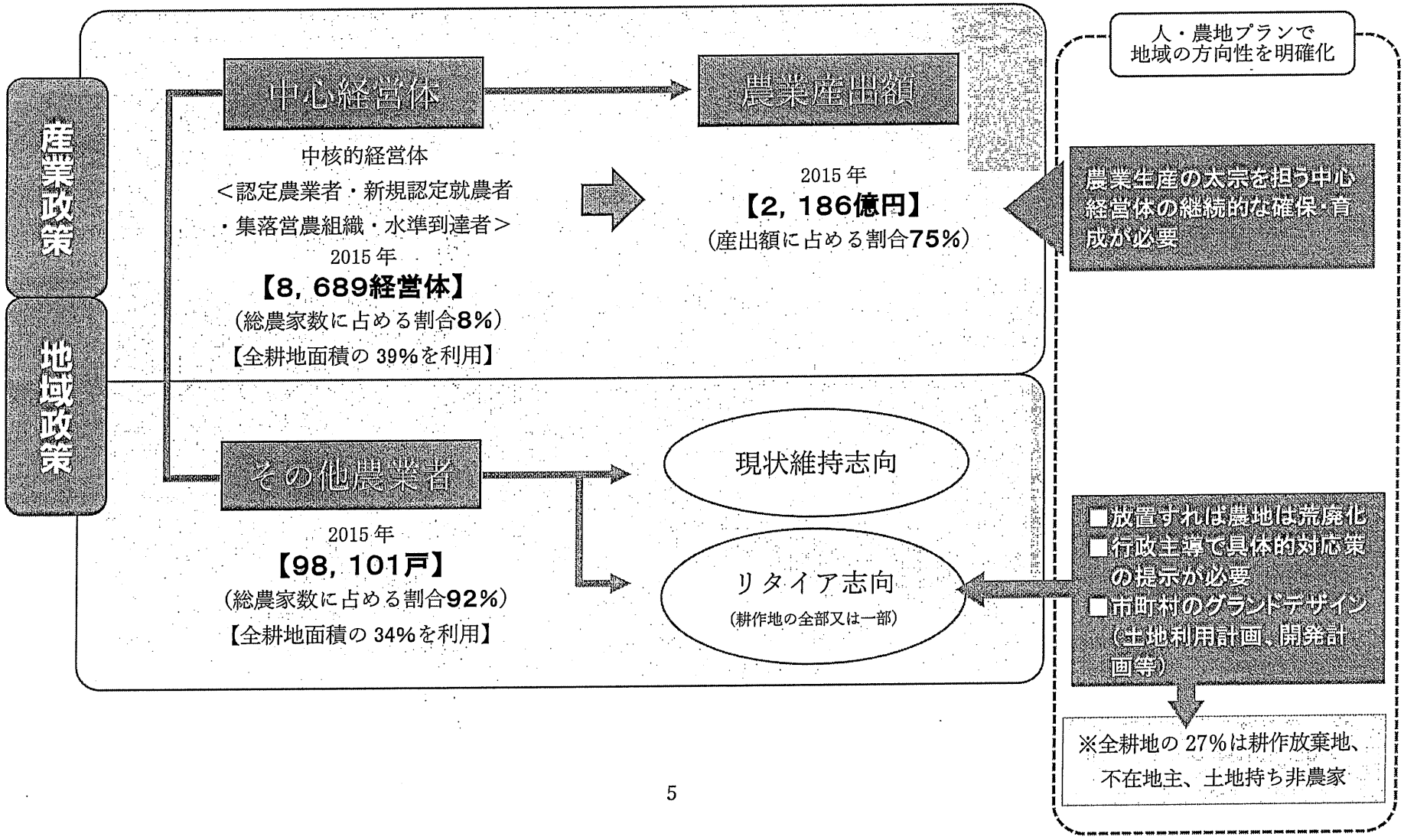
長野県の農業生産構造の姿